

質 疑 応 答（夜間の部）

No	質 問	回 答
1	中学校は異なる学校に行くということか。	中学校区は現行通りと考えているため、小杉町2丁目の児童は中原中、小杉町3丁目の児童は今井中に通学していただくこととなる。
2	<p>①特例措置について結論ありきとしか思えない。なぜ、この4校を事例として挙げているのか。全国的にみてH27年度以降、新設校が何校あり、どのような特例措置設けて、措置によって何割の児童が現在の学校に通学しているか等の情報が不足しており、行政に都合のよい結論を導き出したいと思いが滲み出ている資料にしか見えない。なぜ、この4校を事例として挙げたか説明してほしい。</p> <p>②情報開示や公平性の観点から4校の事例のみでは不足していると思うので、H27年度以降の新設校における特例措置の対応等が分かる資料を用意してほしい。</p>	<p>①この4校の事例のみで決定するわけではないが、今回、ヒアリングを実施した4校においては、特例措置を設けていない学校が多かった。</p> <p>②御意見をふまえて資料の用意をする。</p>
3	<p>①通学区域の設定は施行令で決定しているのか。また、通学区域の設定基準①～⑥項目の優先順位はあるのか。</p> <p>②特例措置や指定変更に伴うの決定権者誰か。</p>	<p>①施行令は法で定められている。設定基準は本市の基準として設定している。</p> <p>②特例措置は教育委員会で決定し、指定変更は区長が決定する。</p>
4	特例措置と指定変更の手続きの違いについて、教えてほしい。	指定変更手続きは、通学している学校及び通学を希望している2校の学校長の所見が必要で、所見を区長に提出して最終的な決定がされる。特例措置は、指定変更手続きにおける手続きの一つで、2校の学校長の所見なしに手続きができ、今回の事例においては、今井小に引き続き通学できることになる措置である。
5	他都市の事例でのデメリットを把握しているか。	兄弟が複数人いた場合、開校時以降でも本来通学区域として指定されている学校に通学できないことが継続されることがあることや高学年の児童が少ないことで団体活動が実施しづらいというデメリットがあると伺っている。
6	<p>①今井小の過密化解消が目的の一つとしてD案が最終案となっているが、南武沿線と府中街道の二つの危険な街道を渡ってまで新設校に行くことが過密化解消に繋がるか参考としたので、府中街道から二ヶ領用水側に何人の児童がいるか教えてほしい。</p> <p>②特例措置を設定する場合に、街道を渡ることを考慮するのか。</p> <p>③通学区域はD案で決定ではないのか。</p>	<p>①手元に正確な数値を持っていないため、後日、HPでお伝えする。（別紙のとおり）</p> <p>②通学区域が決定次第、通学路の検討を行うことになるが、特例措置に盛込むか否かは今後の検討する。</p> <p>③通学区域は最終案をもとに教育委員会で決定となる。</p>
7	通学路の危険性が確認された場合、特例措置の対象となるという認識でよいか。	特例措置というよりは、指定変更手続きの内容と理解している。
8	他都市の事例で特例措置を申請したにも関わらず、希望が叶わなかったという事例を把握しているか。	特例措置が設定された場合、対象者が申請をしていたら受け受理されると理解していただきたい。

9	<p>①D案だと敷地狭隘な新設校では将来的に今井小と同様に過密化となることが想定される。地域のまとまり、過密化解消、どちらが重要なのか。</p> <p>②将来的には今井小のように過密化とならないのか。普通教室が足りるということではなく、800人規模となった際に、運動会等に支障がないかを考えてほしい。</p>	<p>①いずれも重要と認識している。</p> <p>②長期推計上は、児童数の増加は見込まれているが、上丸子小学校における運動会の実施の仕方等を参考にしていきたいと考えている。</p>
10	<p>兄弟姉妹ケースで異なる選択したケースを把握しているか。</p>	<p>別々の学校に通学していただくことは可能だが、異なる選択した場合、行事等が同一日となる可能性があるため、同一の学校に通学する事例が一般的だと思う。</p>
11	<p>D案が最終案となった経過や他都市の追加事例における我々への回答の仕方を確認したい。</p>	<p>HPや8月29日(火)に今井小学校で実施する保護者向けの聴聞会の場でお伝えしたいと思う。</p>
12	<p>本日の説明会の内容は、速やかに事実にもとづいた内容の議事録として公開してほしい。</p>	<p>速やかに公開する。</p>

参加者からいただいたご要望等	
1	これまでの案でいうとG案の一部修正案がよいと思うが、地域のまとまりを重視するということでD案を最終案としている。他の学校でも地域の一部が他の学校に通学している事例があるにもかかわらず、小杉町3丁目のみを地域のまとまりを重視した経過がわからないので、誰がどのような発言をし、最終案がまとまったか開示してほしい。
2	特例措置の事例は、5・6年生を対象に兄弟姉妹ケースに限るという結論を前提に、他都市の事例を挙げているとしか考えられない。現在の在校生は新設校か今井小を選択できるようにしてほしい。
3	通学路の安全性が確保されていない状況において、指定変更手続きが必要ということに違和感を感じる。
4	兄弟姉妹ケース等では、家庭の事情で判断する必要があると思うので、柔軟に対応できるようにしてほしい。
5	府中街道、南武沿線道路を通るので、安全面を考慮してほしい。
6	D案とG案一部修正案の在校生の人数差とそのうち府中街道を境に南北のそれぞれの人数を教えてください。指定変更手続きによる対応となった場合、相談方法によって対応差がでないか、校長の異動等で対応がかわらないか不安だ。
7	地域のまとまりを理由としてD案に決定したという説明だったが、説得力に欠ける。また、通学区域の設定基準は、①②③が重要ではないか。
8	地域のまとまりを重視しての一言でD案に決定したという説明は、説明になっていない。密室の決定結果ではなく、検討会議の参加者、発言内容、決定プロセス、決定責任者を全てHP等で開示すべきだ。特例措置は、結論ありきの事例紹介は不要だ。特例措置は5・6年生に限定することなく選択できるようにしてほしい。ある時は今井小の教室が足りなくなる、ある時は地域のまとまりを重視する、新設校が過密化したら別の理由を作るのか。
9	兄弟で別の学校に通学することは、避けたいと思う。
10	多くの人が参加できるように日中にも開催したと伺ったが、なぜ、日タイムの4時限の夏休み前に開催するのか。子どもたちの昼食の用意や夏休み前に家事をできる最後の日と分かっているにも関わらず、今日を設定したことに、説明を聞いてほしいという思いが伝わってこない。説明会日程のみならず、検討内容等について、子ども目線で各家庭への配慮してほしい。 地域のまとまりを重視してD案にしたとのことだが、子育てにおいて地域のまとまりを感じたことはなく、子どものコミュニティーも形成されていない。高層マンションでは、キッズルーム内においてまとまりがあるようだが、中規模マンションの子どもには、まとまりはなく、学区でコミュニティーが形成されているように思う。子ども達目線の地域のまとまりで考えるなら、G案の一部修正が最適だと思うので再考してほしい。
11	特例措置は、様々なケースに対応できるようにしてほしい。
12	新設校に通学し、数年後には今井中へ戻ることになり友達関係に不安を感じる。同様に子どもも不安を感じ、継続して今井小に通学したいと言っている。もっと、子どもの気持ちを重視して検討してほしい。